

奈良県告示第三百号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十二年一月十九日

奈良県知事 荒井正吾

区域の名称	区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。	縦覧場所
桜井市笠（〇〇六）土石流特別警戒区域	桜井市笠（〇〇三）土石流特別警戒区域	桜井市笠（〇〇三）土石流特別警戒区域	桜井市笠（〇〇三）土石流特別警戒区域
とおり	とおり	とおり	とおり
おり	おり	おり	おり
桜井市笠（〇〇六）土石流特別警戒区域	桜井市土木事務所及び桜井市役所土木課	奈良県桜井土木事務所及び桜井市役所土木課	奈良県桜井土木事務所及び桜井市役所土木課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県土木部砂防課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。